

ショートステイハイツ・野いちご
運 営 規 程

社会福祉法人浜中福社会

ショートステイハイツ・野いちご 運営規程

平成12年2月18日制定 令和元年5月24日改正
平成17年5月27日改正 令和元年9月24日改正
平成17年9月26日改正 令和5年12月20日改正
平成18年3月28日改正
平成20年9月17日改正
平成25年3月27日改正
平成30年9月21日改正

(目的)

第1条 社会福祉法人浜中福祉会が開設するショートステイハイツ・野いちご(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員、又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及びその他の職員(以下「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従事者」という。)が、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従事者は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイハイツ・野いちご
- (2) 所在地 北海道厚岸郡浜中町茶内緑91番地(特別養護老人ホームハイツ・野いちご内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、必要に応じて臨時職員を置くことができる。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)

ア 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

イ 管理者は、相当期間以上にわたり入所することが予想される利用者に対し、サービスの目標、内容等を記載した短期入所生活介護計画の作成を行う。

(2) 医師 1名(非常勤・嘱託)

医師は、利用者の診療と健康管理及び療養上の指導等を行う。

(3) 生活相談員 2名(常勤・兼務)

生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用者の生活指導、教養娯楽等行事の計画、実施、及び個人別処遇の調整、その他の入所・退所事務等を行う。

(4) 介護職員 25名(常勤・兼務)

介護職員は、利用者の日常生活上の介護、介助並びに相談助言等の支援等を行う。

(5) 看護職員 3名(常勤・兼務)

看護職員は、利用者の健康管理、療養上の世話及び医療関係機関との連携支援等を行う。

(6) 栄養士 1名(常勤・兼務)

栄養士は、利用者の献立、調理指導、食品の調達と受払、栄養指導他を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名(常勤・兼務)

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名(常勤・常勤)

介護支援専門員は、利用者の個別サービス計画の作成及び実施状況の把握、その他関係機関との連絡調整を行う。

(9) 事務職員 4名(常勤・兼務)

事務員は、事業所に必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は、10名(介護予防短期入所生活介護事業所定員含む)とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴、清しきによる清潔の保持

(2) 排せつの自立援助

(3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話

(4) 食事の提供及び栄養管理

(5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練

(6) 健康管理

(7) 家族に対する相談、助言等の援助

(8) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス利用に係る利用者の送迎

(9) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

(利用料等)

第7条 本事業所が提供する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料(食費・滞在費(居住費)を除く。)の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。ただし、介護保険料の滞納等により、保険給付が制限されている場合は、介護報酬告示上の額を徴収することとし、利用者にサービス提供証明書を交付することとする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。

一 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供に要する費用(2人部屋を個室として利用希望の場合は1日あたり9,900円)

二 食費・滞在費(居住費)の利用料の額は別表のとおりとする

三 送迎に要する費用(通常送迎の実施地域(浜中町・厚岸町)は厚生労働大臣が別に定める介護報酬の告示上の金額。通常送迎の実施地域以外の場合は厚生労働大臣が別に定める金額にその送迎に要した車両の燃料費実費を加えた金額)

四 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護及び介護予防、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

別 表

基準費用額

(単位:円/日)

区 分	居住費(滞在費)	食 費
従来型個室	1,171	1,392
多 床 室	855	

負担限度額

【利用者負担第1段階】

区 分	居住費(滞在費)	食 費
従来型個室	320	300
多 床 室	0	

【利用者負担第2段階】

区 分	居住費(滞在費)	食 費
従来型個室	420	390
多 床 室	370	

【利用者負担第3段階】

区 分	居住費(滞在費)	食 費
従来型個室	820	650
多 床 室	370	

【利用者負担第4段階】

区 分	居住費(滞在費)	食 費
従来型個室	1,171	1,500
多 床 室	855	

従来型個室における短期入所生活費の適用に係る経過措置等について

【既入所者について】

平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を入所する者であって、その利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていないものについては、当分の間、多床室に係る介護報酬を適用する。

【新規入所者について】

平成17年10月1日以後従来型個室に入所した者であって、次のいずれかに該当するものについては、多床室に係る介護報酬を適用する。

- ①感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ②滞在する居室の居住面積が、10.65平方メートル以下である者
- ③著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した者

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、浜中町、厚岸町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従事者は、現に指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的な計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

2 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知するものとする。

(虐待の防止)

第12条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 施設における虐待防止のための対策検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

3 施設において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き)

第13条 指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議において、利用者並びに利用者の家族に関する情報を提供、あるいは用いる際は、あらかじめ文書により利用者並びに利用者の家族の同意を得るものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人浜中福社会との事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、公布の日より施行する。

附 則

この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 8 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 15 日より適用する。

附 則

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。